

6. 小児救急を含む小児医療

「小児救急を含む小児医療」の概要

■ 現状と課題

《現状》

- 小児科医師の地域偏在や高齢化を踏まえ、現状の小児医療体制を維持していくために、医師の確保や医師の働き方改革を推進していくことが必要。
- 全国的に増加傾向にある医療的ケア児に対して、地域で安心して生活できるような体制整備が重要。

《課題》

① 小児救急医療体制の維持

② 医師確保及び医師の働き方改革の推進

③ 医療的ケア児を支援する体制整備

④ 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

■ 圏域設定

7圏域：和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮

■ 主な施策の方向

① 小児救急医療体制の維持

- 小児救急の初期・二次・三次医療機関の役割分担
- こども救急相談ダイヤル(# 8000)の周知
- すこやかキッズを含め、持続可能な小児救急医療体制の構築に向けて検討

② 医師確保及び医師の働き方改革の推進

- 小児科医確保支援策の展開
- キャリア形成プログラムの充実等による本県への定着化推進
- アドバイザー派遣等による働き方改革推進

③ 医療的ケア児を支援する体制整備

- 医療的ケア児支援センターを中心とした支援体制の構築
- 関係機関との連携強化に向けた協議の場の設定

④ 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

■ 主な数値目標（令和11年度）

① 救急搬送の軽症者割合

令和4年度 88.1% → 現状以下

② 小児科医師数

令和2年 143人 → 170人

③ 医療的ケア児を支援可能な二次医療圏数

令和5年度 7圏域 → 7圏域を維持

④ 災害時小児周産期リエゾン認定者数

令和5年度 19人 → 28人

緊急時等は他圏域の病院と連携して対応できる体制を構築していきます。

- (4) 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保
- 引き続き厚生労働省主催の災害時小児周産期リエゾン養成研修の活用により、県内の災害時小児周産期リエゾン認定者数を増加させ、災害時における小児・周産期医療体制の構築を図ります。
 - 県・保健所主催の災害医療訓練への参加機会を確保することにより、平時から災害医療関係者との情報共有・ネットワーク体制を構築し、災害時の対応能力向上を図ります。
 - 新型コロナウイルス感染症への対応を検証するとともに、今後新たな感染症が発生・まん延した際の小児・周産期医療体制の確保を図ります。

数値目標の設定と考え方

(1) 小児救急医療体制の維持

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
救急搬送の軽症者割合	88.1% (令和4年度)	88.1%以下	現状以下に縮減

(2) 医師確保や医師の働き方改革の推進

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
県内の小児科医師数	143人 (令和2年度)	170人	過去の専門研修登録者数の医師を毎年確保

(3) 医療的ケア児を支援する体制整備

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
医療的ケア児を支援可能な二次医療圏数	7圏 (令和5年度)	7圏	全圏域で医療的ケア児を支援できる体制を維持

(4) 災害時や新興感染症発生・まん延時における小児・周産期医療体制の確保

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
災害時小児周産期リエゾン認定者数	19人 (令和5年度)	28人	産科2人、小児科2人の体制で7日間確保

目標設定における第七次計画からの変更点

- 第七次保健医療計画で設定した「こども救急相談ダイヤル（#8000）相談件数」について、年々増加している状況に鑑みると、県民に対し、一定の周知が図れているため、今計画においては、これに代えて、「救急搬送の軽症者割合」を目標項目に設定することとしました。
また、「小児患者が入院可能な二次医療圏数」について、引き続き7圏域を維持することとし、目標項目から削除することとしました。
- 医療的ケア児の支援体制を整備するという観点から、「医療的ケア児を支援可能な二次医療圏数」の目標値を新たに追加することとしました。

■用語の説明

※1 和歌山北部小児救急医療ネットワーク「すこやかキッズ」

和歌山北部（和歌山・那賀・橋本・有田・御坊圏域）の勤務医と開業医が交替で、夜間・休日の診療にあたり、病状により緊急の検査や入院が必要な場合は、高次医療機関で対応することにより、小児科専門医による小児救急医療を提供する仕組み。

※2 災害時小児周産期リエゾン

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された医療従事者。

※3 小児救急医療支援事業

地域の小児科を標榜する病院において小児科医による休日・夜間の小児二次救急医療提供体制を支援する事業。